

大阪市浪速区の個室ビデオ店における火災について

1. 火災の概要

出火場所：大阪府大阪市浪速区難波中3丁目3番23号 桜ビル

出火日時等：覚知：平成20年10月1日（水）2時59分（119番による）

鎮圧：〃 4時33分

死傷者：死者：16名（すべて男性）

負傷者：9名（男性8名、女性1名）

焼損状況：1階個室ビデオ店「キャッツ難波店」から出火、1階37㎡焼損

火災原因等：男性客1名を殺人、殺人未遂及び現住建造物等放火容疑により起訴

2. 建築物概要

構造・階数：鉄筋コンクリート造（下層一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地上7階

建築面積：262㎡

延べ面積：1,318㎡

用途：1階 254㎡ 事務室・個室ビデオ店

2階 217㎡ 空室・閉鎖

3階 206㎡ 事務室

4階 206㎡ 事務室

5階 196㎡ 事務室

6階 136㎡ 居宅

7階 82㎡ 居宅

※ 用途は、平成19年の消防部局による査察時のもの。

建築経過：昭和48年9月26日建築確認

昭和49年11月14日完了検査

※ 個室ビデオ店の入居時期は不明。

3. 建築基準法令違反

10月28日に大阪市が実施した立入調査により、以下の建築基準法令違反の事実が確認された。

①排煙設備（建築基準法施行令第126条の2）

廊下部分に排煙設備が必要であるが設置されていない。

②非常用照明装置（建築基準法施行令第126条の4）

試写室内と受付事務室に、停電した場合に自動的に点灯する非常用の照明装置が必要であるが設置されていない。

4. 国土交通省の対応

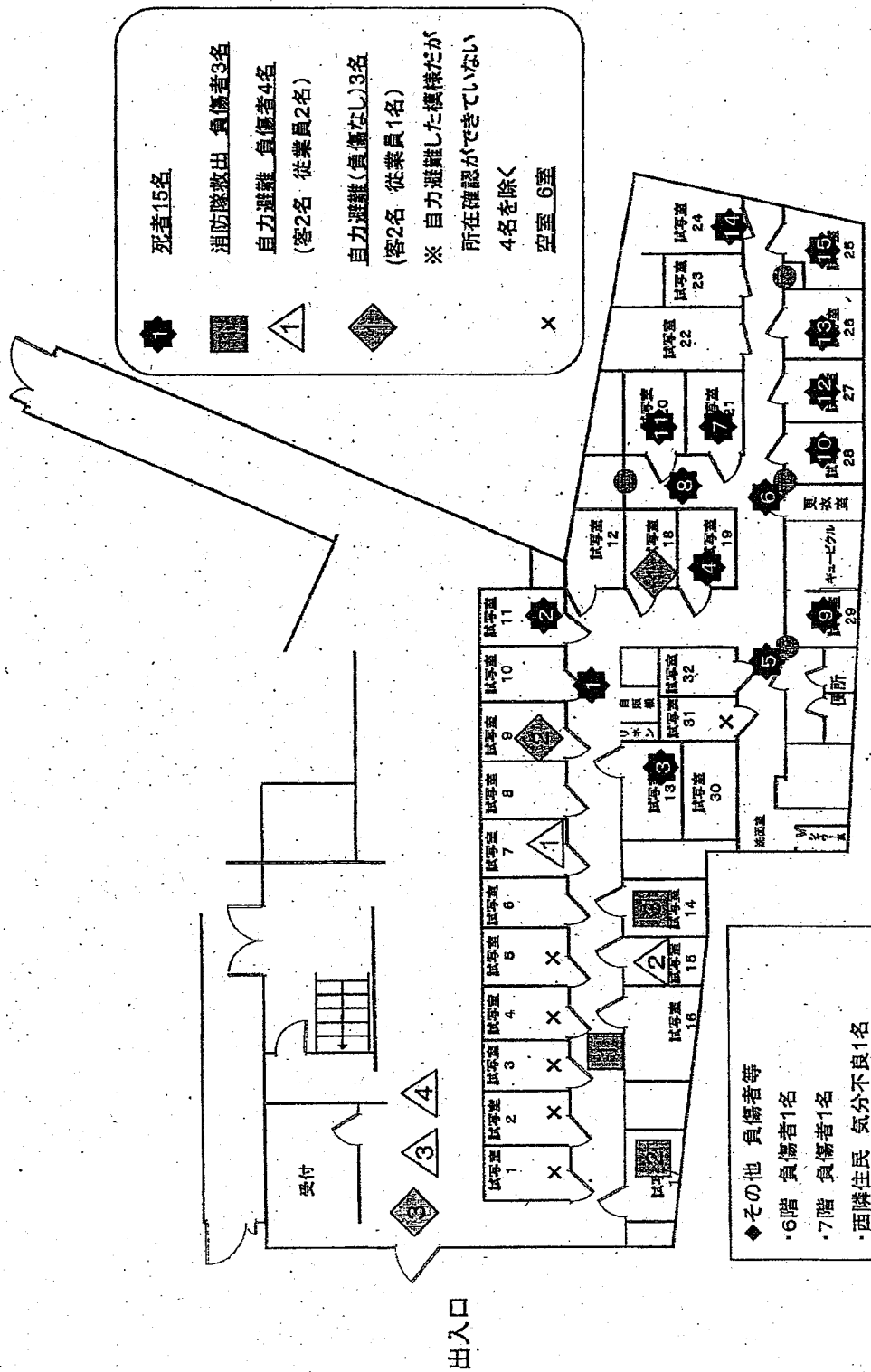
○引き続き特定行政庁である大阪市等から情報収集を行う。

○平成20年10月1日付で都道府県を通じ特定行政庁に対し、個室ビデオ店、カラオケボックス、漫画喫茶・インターネットカフェ、テレフォンクラブを対象に、建築基準法令違反の状況について緊急点検の実施を要請（別紙1）し、結果をとりまとめ11月25日に公表（別紙2）したところ。

○今後、違反の是正状況について定期的にフォローアップしながら、特定行政庁に対し安全対策の徹底を要請していく。

※ 総務省消防庁も、都道府県消防防災主管部長等に対し、同様の建築物を対象に消防法令違反の状況について緊急点検の実施を要請。

死傷者発生状況図



国住指第2541号
平成20年10月1日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

個室ビデオ店等に係る緊急点検について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災において死者15名、負傷者10名の犠牲が出たことは誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、かかる火災の被害を防止するため、消防部局と連携を図りながら、下記により個室ビデオ店等の状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

以下のアからオまでのいずれかに該当する用途に供している建築物又は建築物の部分（建築確認申請等の手続きがなされていない物件を含む。）

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

イ カラオケボックス

ウ 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

オ その他これらと同様の用途に供する建築物

2. 報告事項

別記様式のとおり

3. 報告期限

平成20年10月31日（金）時点の状況について平成20年11月5日（水）までに下記担当に報告すること。

4. その他

別添のとおり、個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について、総務省消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あて通知されているので、点検に当たっては、これを参考に消防部局と十分に連携を図られたい。

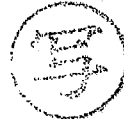
担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 阿部、岡島、森川

電 話 03-5253-8111（内線39-567、39-569）

F A X 03-5253-1630

mailto:okajima-t24m@mlit.go.jp

morikawa-t2dq@mlit.go.jp

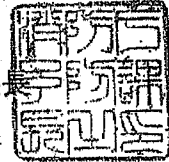


別 添

消防予第255号
平成20年10月1日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長



個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災（別紙1 略）において死者15名、負傷者10名の犠牲が出たことは誠に遺憾です。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係当局とも協力の上、調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、個室ビデオ店等における防火対策について下記の1により調査を行うようお願いします。

また、調査等に当たっては、下記の2に示す留意事項に配慮して、重点的に改善指導を図るとともに、消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた場合には、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるようお願いします。併せて、消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号）等が本日施行され、すべての個室ビデオ店等に自動火災報知設備の設置が義務づけられていることから、早期の設置促進の指導に努めるようお願いします。

なお、個室ビデオ店等に係る防火対策の調査に当たっては、国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長あてに別紙2のとおり通知されているので、必要に応じて建築部局と連携を図り、防火安全対策の徹底に努めてください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査について

(1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第1(2)項ニに掲げる用途に供しているもの（下記ア～オ参照）。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

イ カラオケボックス

ウ 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

オ その他消防機関で把握しているこれらと同様の防火対象物又はその部分

(2) 調査内容

調査様式の各調査内容について調査を行い回答願います。

(3) 調査様式

ア 実態調査表 ……………様式1

イ 過去10年間の火災事例 ……………様式2

※調査様式については別途メールにて送付します。

(4) 回答要領

ア 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）

各様式に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

各様式を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部（局）」とし、送付願います。

(5) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

イ 様式1のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

ウ 様式2については、過去10年間に発生した令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物での火災事例を記入願います。

(6) 回答期限

平成20年10月31日（金）

2 留意事項について

- (1) 火気管理が適切になされていること。
- (2) 階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。
- (3) 火災時において従業者による避難誘導、通報等がなされる体制が確保されていること。
- (4) 自動火災報知設備が設置されている場合、地区音響装置の停止や電源遮断がないこと。

総務省消防庁予防課

村井・工藤

e-mail: m2.kudou@soumu.go.jp

電話 03-5253-7523

平成20年11月25日

国土交通省

住宅局建築指導課

個室ビデオ店等に係る緊急点検結果について

平成20年10月1日に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店火災を受け、「個室ビデオ店等に係る緊急点検について」(平成20年10月1日付国住指第2541号)により、全国の特定行政庁に依頼した個室ビデオ店等に係る緊急点検の結果をとりまとめましたので、公表いたします。

1. 点検対象

個室ビデオ店等(個室ビデオ店、カラオケボックス、漫画喫茶・インターネットカフェ、テレフォンクラブ)の用途に供する建築物又は建築物の部分

2. 点検事項

建築基準法令(防火・避難関係規定)への適合状況

3. 点検結果概要(平成20年10月31日現在における都道府県からの報告による)

	緊急点検対象		個室ビデオ店		カラオケボックス		漫画喫茶、 インターネットネットカフェ		テレフォンクラブ	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
個室ビデオ店等の用途に供する建築物等の件数(A)	8,574 件		795 件		5,686 件		1,945 件		148 件	
建築基準法令に関する違反を把握したものの件数(B)	3,085 件	B/A= 36.0%	507 件	B/A= 63.8%	1,671 件	B/A= 29.4%	824 件	B/A= 42.4%	83 件	B/A= 56.1%
是正指導を行ったものの件数(C)	2,954 件	C/B= 95.8%	461 件	C/B= 90.9%	1,663 件	C/B= 99.5%	749 件	C/B= 90.9%	81 件	C/B= 97.6%
是正済みのものの件数(D)	74 件	D/B= 2.4%	5 件	D/B= 1.0%	51 件	D/B= 3.1%	16 件	D/B= 1.9%	2 件	D/B= 2.4%

(主な違反内容) ※物件によっては複数の違反あり

	緊急点検対象		個室ビデオ店		カラオケボックス		漫画喫茶、インターネットネットカフェ		テレフォンクラブ	
	件数	前頁表(A)に対する割合	件数	前頁表(A)に対する割合	件数	前頁表(A)に対する割合	件数	前頁表(A)に対する割合	件数	前頁表(A)に対する割合
非常用照明装置関係	2,156 件	25.1%	443 件	55.7%	1,148 件	20.2%	489 件	25.1%	76 件	51.4%
排煙設備関係	1,779 件	20.7%	309 件	38.9%	884 件	15.5%	534 件	27.5%	52 件	35.1%
防火区画関係	667 件	7.8%	137 件	17.2%	348 件	6.1%	165 件	8.5%	17 件	11.5%
内装制限関係	304 件	3.5%	76 件	9.6%	146 件	2.6%	70 件	3.6%	12 件	8.1%
非常用進入口関係	248 件	2.9%	54 件	6.8%	103 件	1.8%	87 件	4.5%	13 件	8.8%
避難階段関係	230 件	2.7%	33 件	4.2%	126 件	2.2%	66 件	3.4%	5 件	3.4%
廊下の幅員関係	183 件	2.1%	48 件	6.0%	98 件	1.7%	34 件	1.7%	3 件	2.0%

4. 今後の対応

- ・緊急点検が完了していない特定行政庁には、引き続き、点検の実施と結果の報告を求める。
- ・建築基準法令に違反する事項が認められた物件については、特定行政庁に対して、迅速な違反是正に取り組むよう要請するとともに、国土交通省において、定期的なフォローアップ調査を行い、その結果を公表する。

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 阿部一臣 (内線 39-562)

代表：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8514

個室ビデオ店等に係る緊急点検について

平成20年10月31日現在(都道府県からの報告による)

No.	都道府県	点検対象	うち建築基準法(防火・避難関係規定)違反を把握した件数				1.個室ビデオ店				2.カラオケボックス				3.漫画喫茶・インターネットカフェ	4.テレフونクラブ					
			うち 是正 指導件数	うち 是正 済み件数	うち 是正 指導件数	うち 是正 済み件数	うち 是正 指導件数	うち 是正 済み件数	うち 是正 指導件数	うち 是正 済み件数	うち 是正 指導件数	うち 是正 済み件数	うち 是正 指導件数	うち 是正 済み件数							
																うち 是正 指導件数	うち 是正 済み件数	うち 是正 指導件数	うち 是正 済み件数	うち 是正 指導件数	うち 是正 済み件数
1	北海道	472	124	124	1	68	29	29	0	323	67	67	0	52	16	16	0	29	12	12	1
2	青森県	67	19	19	0	2	2	2	0	54	15	15	0	10	1	1	0	1	1	1	0
3	岩手県	85	14	14	0	3	2	2	0	69	11	11	0	13	1	1	0	0	0	0	0
4	宮城県	159	60	60	1	16	12	12	0	108	34	34	1	33	12	12	0	2	2	2	0
5	秋田県	73	28	28	2	0	0	0	0	67	24	24	2	5	3	3	0	1	1	1	0
6	山形県	74	25	25	3	2	1	1	0	62	19	19	2	9	4	4	1	1	1	1	0
7	福島県	132	26	26	3	2	0	0	0	108	21	21	1	20	5	5	2	2	0	0	0
8	茨城県	172	79	76	1	5	4	4	0	123	46	46	1	38	23	21	0	6	6	5	0
9	栃木県	93	44	44	2	0	0	0	0	67	25	25	2	19	12	12	0	7	7	7	0
10	群馬県	115	40	40	2	2	2	2	0	79	20	20	2	28	14	14	0	6	4	4	0
11	埼玉県	361	176	176	4	15	12	12	0	222	85	85	2	112	75	75	2	12	4	4	0
12	千葉県	375	175	175	2	29	16	16	0	237	99	99	0	103	58	58	2	6	2	2	0
13	東京都	1,344	510	409	0	188	79	47	0	705	243	235	0	432	187	127	0	19	1	0	0
14	神奈川県	564	112	109	2	45	14	11	1	366	66	66	1	147	31	31	0	6	1	1	0
15	新潟県	138	22	22	0	3	2	2	0	103	8	8	0	25	7	7	0	7	5	5	0
16	富山県	62	20	20	1	3	1	1	0	38	6	6	0	20	12	12	1	1	1	1	0
17	石川県	78	22	22	1	1	1	1	0	56	14	14	1	21	7	7	0	0	0	0	0
18	福井県	55	28	28	8	3	2	2	0	36	15	15	6	15	10	10	1	1	1	1	1
19	山梨県	56	22	22	4	5	0	0	0	44	15	15	3	6	6	6	1	1	1	1	0
20	長野県	142	20	20	0	3	2	2	0	112	7	7	0	27	11	11	0	0	0	0	0
21	岐阜県	124	39	39	0	22	18	18	0	86	14	14	0	15	6	6	0	1	1	1	0
22	静岡県	233	82	82	3	30	22	22	0	170	41	41	3	33	19	19	0	0	0	0	0
23	愛知県	489	184	184	1	98	78	78	1	234	57	57	0	149	42	42	0	8	7	7	0
24	三重県	124	65	65	3	18	18	18	0	74	26	26	2	31	20	20	1	1	1	1	0
25	滋賀県	72	27	27	0	0	0	0	0	56	19	19	0	16	8	8	0	0	0	0	0
26	京都府	142	43	19	2	15	12	1	1	90	15	15	1	37	16	3	0	0	0	0	0
27	大阪府	644	264	264	1	94	83	83	0	421	131	131	1	122	43	43	0	7	7	7	0
28	兵庫県	315	139	139	7	33	28	28	0	207	68	68	7	74	42	42	0	1	1	1	0
29	奈良県	63	26	26	1	5	5	5	1	40	8	8	0	17	12	12	0	1	1	1	0
30	和歌山県	71	20	20	0	3	3	3	0	54	10	10	0	12	7	7	0	2	0	0	0
31	鳥取県	32	7	7	2	0	0	0	0	26	6	6	2	6	1	1	0	0	0	0	0
32	島根県	42	10	10	1	1	1	1	0	32	5	5	0	9	4	4	1	0	0	0	0
33	岡山県	128	40	40	2	21	14	14	0	84	19	19	1	20	4	4	1	3	3	3	0
34	広島県	148	38	38	7	9	7	7	0	103	20	20	5	31	9	9	2	5	2	2	0
35	山口県	74	38	38	1	0	0	0	0	58	26	26	0	13	9	9	1	3	3	3	0
36	徳島県	54	22	22	1	1	0	0	0	42	17	17	1	10	4	4	0	1	1	1	0
37	香川県	37	27	27	0	4	4	4	0	23	13	13	0	10	10	10	0	0	0	0	0
38	愛媛県	86	15	15	1	2	0	0	0	66	10	10	1	18	5	5	0	0	0	0	0
39	高知県	47	27	27	0	0	0	0	0	43	24	24	0	3	2	2	0	1	1	1	0
40	福岡県	311	146	146	2	37	27	27	1	202	89	89	1	69	27	27	0	3	3	3	0
41	佐賀県	43	18	18	1	3	3	3	0	33	11	11	1	7	4	4	0	0	0	0	0
42	長崎県	111	28	28	0	0	0	0	0	92	23	23	0	19	5	5	0	0	0	0	0
43	熊本県	126	36	36	0	2	2	2	0	101	29	29	0	20	3	3	0	3	2	2	0
44	大分県	66	16	16	0	0	0	0	0	53	11	11	0	13	5	5	0	0	0	0	0
45	宮崎県	58	4	4	0	0	0	0	0	41	3	3	0	17	1	1	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	135	58	58	0	0	0	0	0	115	45	45	0	20	13	13	0	0	0	0	0
47	沖縄県	182	100	100	1	2	1	1	0	161	91	91	1	19	8	8	0	0	0	0	0
	合計	8,574	3,085	2,954	74	795	507	461	5	5,686	1,671	1,663	51	1,945	824	749	16	148	83	81	2

国住指第3399号
平成20年11月25日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

個室ビデオ店等に係る緊急点検の結果等について

平成20年10月1日に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店火災を受け、「個室ビデオ店等に係る緊急点検について」(平成20年10月1日付け国住指第2541号)により、全国の特定行政庁に依頼した個室ビデオ店等に係る緊急点検の結果を別添(略)のとおりとりまとめましたので、送付いたします。

点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められる物件が4割近く存在し、特に個室ビデオ店にあつては6割を超えていることから、各特定行政庁におかれましては、当該店舗の所有者等に対して、速やかに是正するよう指導するなど、引き続き個室ビデオ店等の安全対策の徹底をお願いいたします。

また、点検が完了していない特定行政庁におかれましては、引き続き点検を実施して下さい。今後、点検の実施状況及び違反物件に対する指導や是正措置の状況について、継続的にフォローアップ調査を実施しますので、よろしくをお願いいたします。なお、「カラオケボックスに関する緊急点検の結果等について」(平成19年3月6日付け国住指第3198号)でお願いしたフォローアップ調査は、本通知によるフォローアップ調査に代えることとすることを申し添えます。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しこの旨を周知するようお願いいたします。

個室ビデオ店等に係る緊急調査結果

平成20年10月1日に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災(※1)を受けて、個室ビデオ店等(※2)について実施した緊急調査の結果を別添のとおり取りまとめました。

個室ビデオ店等の防火安全対策については、現在、全国の消防機関において類似火災発生防止のため防火対策の更なる徹底と違反是正の推進を図っているところです。

○全国調査結果(概要)

	総数	スプリンクラー設備 違反数/対象数 (違反割合)	自動火災報知設備 違反数/対象数 (違反割合)	消防訓練 違反数/対象数 (違反割合)
調査全数	8,615	74/908 (8.1%)	1,028/7,548 (13.6%)	3,368/8,310 (40.5%)
個室ビデオ店	768	7/23 (30.4%)	160/594 (26.9%)	378/641 (59.0%)
カラオケ ボックス	5,619	36/580 (6.2%)	556/4,904 (11.3%)	1,900/5,524 (34.4%)
インターネット カフェ等	2,068	30/304 (9.9%)	281/1,941 (14.5%)	1,038/2,049 (50.7%)
テレフォン クラブ	160	1/1 (100.0%)	31/109 (28.4%)	52/96 (54.2%)

違反の内容は消防訓練等防火管理面が主ですが、個室ビデオ店では消防用設備等の違反(※3)も多い結果となっています。

- ※1 平成20年10月1日未明に大阪府大阪市で発生した個室ビデオ店火災の概要
 - ・ 地上7階建て(延べ面積1,318㎡)テナントビルの1階個室ビデオ店で出火し、死者15人、負傷者10人が発生。
 - ・ 多数の個室が密集したエリアで出火し、避難経路が絶たれたことにより多数の死者が発生。
 - ・ 利用客が個室で就寝等していることにより火災に気付きにくい状況であった。
- ※2 調査対象施設
防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(2)項ニ(個室型店舗等)に掲げる用途に供しているもの。
- ※3 消防用設備等の違反には、「設備が設置されていないもの」と「設置されているが、一部に技術基準違反のあるもの」を含む。



【問い合わせ先】消防庁予防課
担 当：渡辺・三浦・村井
TEL：03-5253-7523(直通)
FAX：03-5253-7533

個室ビデオ店等に係る調査状況について

1. 点検対象

個室ビデオ店等(個室ビデオ店、カラオケボックス、漫画喫茶・インターネットカフェ、テレフォンクラブ)の用途に供する建築物又は建築物の部分

2. 点検事項

建築基準法令(防火・避難関係規定)への適合状況

3. 点検結果の集計(平成20年12月31日現在における都道府県からの報告による)

	緊急点検対象		個室ビデオ店		カラオケボックス		漫画喫茶、 インターネットカフェ		テレフォンクラブ	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
個室ビデオ店等の用途に供する建築物等の件数(A)	8,749 件		810 件		5,780 件		2,008 件		151 件	
建築基準法令に関する違反を把握したものの件数(B)	3,356 件	B/A= 38.4%	549 件	B/A= 67.8%	1,802 件	B/A= 31.2%	912 件	B/A= 45.4%	93 件	B/A= 61.6%
是正指導を行ったものの件数(C)	3,250 件	C/B= 96.8%	524 件	C/B= 95.4%	1,770 件	C/B= 98.2%	864 件	C/B= 94.7%	92 件	C/B= 98.9%
是正済みのものの件数(D)	379 件	D/B= 11.3%	34 件	D/B= 6.2%	221 件	D/B= 12.3%	116 件	D/B= 12.7%	8 件	D/B= 8.6%
違反物件数(E = B - D)	2,977 件	E/A= 34.0%	515 件	E/A= 63.6%	1,581 件	E/A= 27.4%	796 件	E/A= 39.6%	85 件	E/A= 56.3%

4. 主な違反内容(物件によっては複数の違反あり)

	緊急点検対象		個室ビデオ店		カラオケボックス		漫画喫茶、 インターネットカフェ		テレフォンクラブ	
	件数	上記表(A)に対する割合	件数	上記表(A)に対する割合	件数	上記表(A)に対する割合	件数	上記表(A)に対する割合	件数	上記表(A)に対する割合
非常用照明装置関係	2,363 件	27.0%	479 件	59.1%	1,252 件	21.7%	546 件	27.2%	86 件	57.0%
排煙設備関係	1,957 件	22.4%	341 件	42.1%	955 件	16.5%	604 件	30.1%	57 件	37.7%
防火区画関係	693 件	7.9%	136 件	16.8%	358 件	6.2%	185 件	9.2%	14 件	9.3%
内装制限関係	357 件	4.1%	74 件	9.1%	196 件	3.4%	76 件	3.8%	11 件	7.3%
非常用進入口関係	287 件	3.3%	63 件	7.8%	118 件	2.0%	101 件	5.0%	5 件	3.3%
避難階段関係	263 件	3.0%	35 件	4.3%	146 件	2.5%	76 件	3.8%	6 件	4.0%
廊下の幅員関係	197 件	2.3%	43 件	5.3%	116 件	2.0%	35 件	1.7%	3 件	2.0%

個室ビデオ店等に係る調査状況について

【建築基準法令(防火・避難関係規定)への適合状況】

